

れんげじスマイルホール「スポーツゾーン貸出」利用料金

条例 別表第 3(第 11 条関係)

使用時間区分		午前 9 時から 午前 12 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
第 6 条第 1 項第 3 号の 行為をする 場合	一般	円 640	円 850	円 740	円 1,490	円 1,590	円 2,230
	生徒・児童・幼児	310	420	360	730	780	1,120
	空調設備	1,080	1,440	1,260	2,520	2,700	3,780

(注)

- 1 この表において「一般」とは、満 15 歳以上の者であって生徒以外のものをいう。
- 2 この表において「生徒」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 1 条に規定する中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童」とは、法第 1 条に規定する小学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。
- 4 この表において、「幼児」とは、法第 1 条に規定する幼稚園の在園者及びこれに準ずる者をいう。